各課(所・室・館・局・次)長様 (情報セキュリティ責任者)

> 企画部情報政策課長 田邉 裕晶 (公印省略)

情報セキュリティ事故等発生時対応手順の作成について(依頼)

情報資産に対するセキュリティ侵害事案および法令違反等(以下「情報セキュリティ事故等」という。)が発生した場合または発生するおそれがある場合の具体的な対応手順として、このたび、最高情報セキュリティ責任者が標準モデルを策定いたしました。

つきましては、下記のとおり、各情報セキュリティ責任者において、標準モデルを もとに手順の作成をお願いします。

記

1 目的

現在区では、「練馬区情報セキュリティ事故等管理要領」において、統一的な事故対応の手順を定めているところですが、より一層実効性を高めていく必要があります。

また、総務省が定めた「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン (平成 27 年 3 月版)」(以下「ガイドライン」という。)では、情報セキュリティ事故等の発生における措置を迅速かつ適切に実施するため、緊急時対応計画を定め、セキュリティ侵害時には当該計画にしたがって適切に対処するよう求めています。

これらを踏まえ、ガイドラインに定める緊急時対応計画と位置づけて、各情報セキュリティ責任者において、「情報セキュリティ事故等発生時対応手順」を作成するものとします。

2 手順の作成および提出

(1) 作成に当たって

作成に当たっては、総務省等が示した記載項目等を踏まえ、最高情報セキュリティ責任者が策定した「〇〇課における情報セキュリティ事故等発生時対応手順~緊急時対応計画~ [標準モデル]」(別添のとおり)をご参考に作成してください。

なお、担当課については、情報セキュリティ責任者を置いている場合には担当 課において、置いていない場合は原課において作成をお願いします。

(2) 手順の提出

作成した手順は、<u>**平成 29 年 3 月 17 日 (金)</u>**までにグループウェアメールにて、ご提出ください。</u>

(3) 提出先

情報政策課 番号制度・情報セキュリティ係 メールアドレス JOKAN15@city.nerima.tokyo.jp

(4) 作成上の留意事項

- ア 標準モデルの「Ⅱ 各論」には、記載が必要な対象課を掲げています。対象 課以外は、記載の必要はありません。
 - 例) P35 の上部に掲げている対象課に該当しない課は、P35~58 「 $II-A-\beta$ サイバー攻撃ケース β (インターネットに接続しないシステム)」について、記載の必要はありません。
 - 例) さらにP35 で該当する課であっても、P44「(6)サーバのログチェック」からP47「(8)根絶措置の実施」までの項目については、情報政策課および業務システム管理課以外の課において、記載の必要はありません。
- イ 現在、貴課で管理している情報システムや情報資産について事故等発生時対 応に係る手順等を作成している場合は、今回示す「標準モデル」の内容を盛り 込んだ手順に見直してください。

3 (参考)情報セキュリティポリシー、実施手順との関係

小川 3825-0211 (直通) 6029 (内線)

